

杉浦事務所便り

ご連絡先：〒060-0041

札幌市中央区大通東2丁目8-5 プレジデント札幌ビル5階

電話：011-207-7771 FAX：011-207-7772

e-mail：k.sugi@sr-roumu.com

URL <http://www.sr-roumu.com>

すぎうらブログ随時更新中！<http://ameblo.jp/sr-sugi/>



「労働者派遣法」改正をめぐり最近の動き

◆労政審が厚労相に答申

昨年の政権交代後、労働者派遣法の改正をめぐり動きが活発化しています。

昨年(12月28日)、厚生労働省の労働政策審議会(労働力需給制度部会)は、「労働者派遣法」(正式名称は「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」)の改正に向けた報告書を長妻厚生労働大臣に答申しました。

これを受け、今後、厚生労働省が改正法案の作成に着手していくものとみられ、今年の通常国会に法案が提出される見込みです。

◆予定されている改正内容

今回予定されている主要な改正項目は、(1)専門26業務や高齢者派遣などを除く「登録型派遣」の禁止、(2)常用型以外の「製造業派遣」の禁止、(3)2カ月以内の期間を定める「日雇い派遣」の原則禁止などです。いずれも企業にとっては大きな影響を与える内容といえるでしょう。改正法案が今年の通常国会で順調に成立した場合、(1)(2)の施行日は「公布の日から3年以内」の予定とされており、(1)のうち「問題が少なく労働者のニーズもある業務」についてはさらに2年の適用猶予期間が設けられることとなっています。

◆企業側・労働者側の反応

世界同時不況・経済危機以後、派遣労働をめぐっては、「規制緩和」から「労働者保護」への方向に傾きつつあります。しかし、今回の改正内容については、企業側から「登録型派遣や製造業派遣の原則禁止は企業にとって極めて甚大な影響がある」「急な発注や季節の変動に対応できない中小企業などは大きなダメージを受けてしまう」といった反発の声が上がっています。

そして、今回の改正内容について反対があるのは企業側だけではなくありません。労働者側からも「施行日までの期間が長く、生活が不安定な非正規雇用の労働者を救済する内容になっていない」「登録型派遣や製造業派遣の禁止により職を失う人が増える可能性がある」といった懸念の声も聞かれます。

今後、このような労使双方の声が改正にどのような影響を与えていくのか、注目しておきたいものです。

労働組合組織率が34年ぶりに上昇

◆「労働組合基礎調査」の結果から

全国の労働組合の推定組織率が、2009年6月末時点で前年より0.4ポイント上回る18.5%となり、1975年以来34年ぶりに上昇したことが、厚生労働省の「労働

組合基礎調査」で明らかになりました。

同省では、経済状況の悪化で、パート労働者の労働組合加入が大幅に増加したことや、組織率を計算する際の分母となる雇用者数が約5,455万人と前年比で約110万人減少したことが要因だとみているようです。

◆組合数は減少

同調査では、全国2万6,696の労働組合を対象に2009年6月末時点の状況を調査しています。これによると、組合員数は約1,007万8,000人で、前年同期比で約1万3,000人増となっていますが、組合数は269減少しています。

また、推定組織率(雇用者数に占める労働組合員数の割合)は、18.5%で前年比0.4ポイント上昇となりました。

労働組合員数を産業別にみると、製造業が最も多く約275万3,000人で全体の約3割を占め、次いで卸売業・小売業が約114万8,000人となっています。

◆パートタイム労働者の状況等

パートタイム労働者の組合員数は約70万人で前年比約8万4,000人増となっており、全労働組合員数に占める割合は7.0%、推定組織率(パートタイム労働者の労働組合員数を短時間雇用者数で除して得られた数値)は5.3%となりました。

主要団体別の組合員数では、連合(日本労働組合総連合会)が約683万2,000人と前年比約7万人増加しているのに対し、全労連



(全国労働組合総連合)が約88万3,000人と前年比約1万1,000人減、全労協が約14万人と前年比約3,000人減(全国労働組合連絡協議会)となっています。

◆団体交渉の要求が増加する可能性も

不況による影響で雇用情勢が悪化する中、従業員からすれば雇用維持・雇用確保等を掲げる労働組合への期待はますます高まります。

その反面、事業主にとってみれば、労働組合から団体交渉を求められるリスクが高くなってきます。団体交渉を求められることのないよう、常日頃からしっかりとした労務管理を心掛けておくべきでしょう。

取引先倒産による連鎖倒産防止のための共済制度

◆中小企業の連鎖倒産を回避できるか？

新聞によれば、中小企業庁では、取引先倒産による中小企業の連鎖倒産を防ぐため、共済制度の拡充に関する改正案を国会に提出する予定とのことです。

拡充されるのは、独立行政法人中小企業基盤整備機構が運営する「中小企業倒産防止共済」(通称：経営セーフティ共済)制度です。

◆「経営セーフティ共済」とは？

同制度は、取引先が倒産して売掛金が回収できなくなった加入者に対し、共済金を無利子・無担保・無保証人で貸し付ける

制度であり、全国の中小企業の約7パーセントに相当する約29万3,000社が加入しています。

現在の制度では、貸付限度額は「回収困難な売掛金債権等の額」と「掛金総額の10倍の額」のうちいずれか少ない額で、最高で3,200万円となっており、返済期間は5年間、返済方法は54カ月で均等分割による毎月返済となっています。

掛金月額、5,000円から8万円までの範囲(5,000円刻み)で自由に選ぶことができ、掛金総額が320万円になるまで積み立てられ、払い込んだ掛金は、税法上、法人の場合は損金、個人の場合は必要経費に算入することができます。

◆今回の改正案の内容

同制度の中で、貸付限度額である「3,200万円」を「8,000万円」まで引き上げるのが、今回の改正案です。

これは、企業の倒産件数が増加し、1件当たりの負債総額も高額になり、回収できなくなった売掛金債権の満額を借りることができなかった企業が、2006年度で加入企業の約13%に達したためです。限度額の引上げにより、この13%という数値が5%程度に抑えることができると試算されています。

2008年には同制度の新規加入者が急増したものの、ここ数年では減少傾向が続き、制度の運営が不安定になると指摘されています。中小企業庁では、さらに加入者を増やして不況の長期化による倒産増に備えたい考えのようです。

日本における今後の「雇用戦略」とは？

◆6つの戦略分野

政府の「成長戦略策定会議」は、2009年12月30日に「新成長戦略(基本方針)」というものを発表し、今後、日本が成長していくうえで強みとなるものとして、次の6つの戦略分野を示しました。

- (1) 環境・エネルギー大国戦略
- (2) 健康大国戦略
- (3) アジア経済戦略
- (4) 観光立国・地域活性化戦略
- (5) 科学・技術立国戦略
- (6) 雇用・人材戦略

◆各分野における新規雇用の目標値

「環境・エネルギー大国戦略」の項目では、環境分野における140万人の新規雇用創出、「健康大国戦略」の項目では、医療・介護・健康関連サービス分野における280万人の新規雇用創出が、2020年までの目標として示されています。また、「観光立国・地域活性化戦略」の項目では、観光関連で56万人の新規雇用創出を目標としています。

今後、これらのビジネス分野においては、政府によるバックアップ、支援などが積極的に行われていく可能性が非常に高いものと思われるでしょう。

◆「雇用・人材戦略」の内容

「雇用・人材戦略」の項目においては、2020年までの目標として、「若者フリーター約半減」、「ニート減少」、「女性M字カーブ解消」、「高齢者就労促進」、「障害者就労促進」、「ジョブ・カード取得者300万人」、「有給休暇取得促進」、「最低賃金引上げ」、「労働時間短縮」が掲げられています。